令和８年７月　策定
令和８年 11 月　改定

非常災害時（風水害）の臨時休園等ガイドライン

1　目的

対象施設において、台風、大雨等の風水害発生時（以下、「災害時」という。）に、児童や保護者、職員の生命や安全を守るため、保育所等の開所や臨時休園等の判断基準及び対応について定めます。

2　対象施設

横浜市内の認可保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業、横浜保育室、
幼稚園（市型預かり事業及び２歳児受入推進事業部分）※（以下、「保育所等」という。）
※幼稚園については「休園」を「休止」、「施設」を「園」、「登園」を「利用」、「開所」を「実施」と読み替えて下さい。なお、「７　保護者や区こども家庭支援課等との連絡体制」の（２）については、幼稚園には適用しないものとします。

3　基本的な対応方針

保育所等は、保護者が就労などにより家庭で保育できない児童を保育することを目的とする施設であり、非常時であっても可能な限り保育を提供することが求められます。そのため、児童の安全確保を最優先としたうえで、災害時においても施設及び施設周辺の安全確認を行い、児童を受け入れるための職員体制の確保に努め、可能な限り保育を継続することを基本とします。

ただし、警戒レベルや気象情報等を踏まえ、児童や職員の安全確保が困難であると判断される場合は、臨時休園等の措置を講じるものとします。

なお、台風については、事前に一定程度の予測が可能であり、広範囲に影響が及ぶおそれがあるため、前日に臨時休園等の判断を行います。

4　平時から取り組んでおくべきこと

保育所等は風水害発生時に園児の安全を確保するため、平時から以下の事項に取り組みます。

- 園の立地条件やハザードマップ等を踏まえ、浸水、土砂災害等のリスクを把握し、災害時は適切な避難行動が取れるよう、災害に対する具体的な計画を立て、定期的に訓練を実施します。
- 横浜市防災情報Ｅメールに登録するなど、情報収集手段を確保します。
- 気象情報等により風水害の発生が予測される場合に備え、職員の参集基準や役割分担をあらかじめ定め、状況に応じた職員体制を確保できるよう努めます。
- 水防法等に基づき、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に所在する施設においては、避難確保計画を策定するとともに、必要に応じて見直しを行います。
- 臨時休園等の判断基準、災害時の避難場所、連絡方法等、保護者に平時から周知し、理解と協力を得ます。

5　台風の場合の判断基準

（１）前日判断

前日判断は横浜市こども青少年局が行います。前日午前 11 時発表の気象庁の「時系列情報」を基に、横浜市防災・危機管理統括本部と協議の上で判断し、前日正午頃に区役所・保育所等へ通知します。（「９　横浜市からの情報提供」参照）

基準	・警戒レベル５相当 ・特別警報（暴風、波浪）	警戒レベル４相当		
		大雨危険警報	高潮危険警報 ※浸水想定区域に所在する施設のみ対象	土砂災害危険警報 ※土砂災害警戒区域に所在する施設のみ対象
対応	全園臨時休園 ※横浜市の気象警報発表区域（北部・南部）ごとに判断		臨時休園 ※休園対象外の施設は登園自粛要請可	

※横浜市の気象警報発表区域（北部・南部）

北部（青葉区、旭区、泉区、神奈川区、港北区、瀬谷区、都筑区、鶴見区、緑区）

南部（磯子区、金沢区、港南区、栄区、戸塚区、中区、西区、保土ケ谷区、南区）

※　**事前に臨時休園を決定した場合は、原則として終日休園とします。ただし、前日の気象情報において午前中に気象状況の改善が見込まれる場合は、当日の再開基準を適用することがあります。**なお、その場合を含め、対応については前日までに横浜市から通知します。

※　前日が休日の場合は、その前の開庁日に判断基準について通知します。

※　休園対象外の施設であっても、気象状況や職員体制等を踏まえ、必要に応じて保護者へ登園自粛を要請することができます。

（２）当日判断

前日に臨時休園の判断を行わなかった場合でも、当日に警戒レベル４相当以上の気象警報が発令されたときは、次の基準に基づき各施設で臨時休園等の判断をしてください。

ア　開所前

午前６時時点で警戒レベル４相当以上の気象警報が出ている場合は臨時休園としてください。

基準	・警戒レベル５相当 ・特別警報 （暴風、波浪）	警戒レベル４相当		
		大雨危険警報	河川氾濫・高潮危険警報 ※浸水想定区域に所在する施設のみ対象	土砂災害危険警報 ※土砂災害警戒区域に所在する施設のみ対象
対応	全園臨時休園 ※横浜市の気象警報発表区域（北部・南部）ごとに判断		臨時休園 ※休園対象外の施設は登園自粛要請可	

※**終日休園を前提とするものではありません。**休園の判断の根拠となった気象情報や避難情報等が解消された場合は、「５（３）保育再開の判断」に基づき対応してください。

※施設所在地に避難情報・避難指示が発令された場合は、上表の対応となります。

※学校の休校等により保育従事者を複数配置できない場合は臨時休園としてください。複数配置できても通常配置が困難な場合は、登園自粛要請を適宜行うことができます。

イ　開所後

開所後に警戒レベル４相当以上の気象警報が出た場合は、その時点で在園している児童の保育は継続してください。新規の受入れは停止してください。

基準	・警戒レベル５相当 ・特別警報 （暴風、波浪）	警戒レベル４相当 大雨危険警報	河川氾濫・高潮危険警報 ※浸水想定区域に所在する施設のみ対象	土砂災害危険警報 ※土砂災害警戒区域に所在する施設のみ対象
対応	・新規受入れ停止 ・在園児の保育継続 ・施設や周辺の状況に応じて、園で定めている避難行動を取ってください。			・新規受入れ停止 ・原則立ち退き避難 ・園で定めている避難行動を取ってください。

※施設所在地に避難情報・避難指示が発令された場合は、上表の対応となります。
※当日開所の場合でも、台風の接近による激しい降雨が予測される場合は事前に登園自粛を要請できます。
※児童・保護者の安全を第一に、荒天時に無理なお迎え要請はしないようにしてください。
※学校の休校等により保育従事者を複数配置できない場合は臨時休園としてください。複数配置できても通常配置が困難な場合は、登園自粛要請を適宜行うことができます。

（３）保育再開の判断

休園の判断の根拠となった警戒レベル４相当以上の気象情報や避難情報等が解消された場合は、施設及び周辺の安全確認並びに保育体制の確保状況を踏まえ、次の基準により保育の再開を判断します。

ア　「５（２）ア　開所前」で臨時休園とした場合

休園の判断の根拠となった基準が解除された時刻	保育の再開時期
正午まで	・施設の安全確保・保育士の体制確保ができ次第開所、保護者に受入再開の周知 ・保育士の体制確保が困難な場合、登園自粛の要請ができます。
正午以降	終日休園

イ　「５（２）イ　開所後」の対応をした場合

対応中に警報等が解除され、安全が確保できる場合は、通常保育を再開してください。

6　台風以外の場合（避難情報・避難指示で判断）

（１）前日について

台風以外の場合、予測が難しいため、原則、前日での休園の判断は行いません 。（状況に応じて、保育所等の開所の要否について通知する場合があります。）

（２）当日について

ア　開所前

・**当日午前６時時点**において、施設所在地に**避難情報又は避難指示が発令された場合**は、臨時休園とすることができます。
・**避難情報又は避難指示が発令されていない場合**でも、学校の休校等により保育従事者を複数配置できない場合は臨時休園としてください。複数配置できても通常配置が困難な場合は、登園自粛要請を適宜行うことができます。
・避難情報又は避難指示が解除され、安全が確保できる場合は保育を再開してください。
（「５　台風の場合」の「（３）保育再開の判断『ア　「５（２）ア　開所前」で臨時休園とした場合』」を参照してください。）

イ　開所後

・施設所在地に**避難情報又は避難指示が発令された場合**は、新規受入れ停止とし、在園中の児童の安全確保のため、速やかに園で定めた避難行動を取ってください。
・児童・保護者の安全を第一に、荒天時に無理なお迎え要請はしないようにしてください。
・警戒レベル４相当以上の気象情報が発表された場合でも、直ちに新規受入れ停止とするのではなく、気象状況を確認し、短時間で天候が回復する見込み、かつ、避難情報又は避難指示が発令されていなければ、施設周辺の状況、最新の気象情報等を十分に確認した上で、児童の安全が確保できると判断される場合は、保育を継続してください。
・新規受入れ停止をした後に避難情報又は避難指示が解除され、安全が確保できる場合は、通常保育を再開してください。

7　保護者や区こども家庭支援課等との連絡体制の確保

（１）保護者への連絡体制

・年度始め等に、緊急時の引き渡し者について、保護者から書面等で確認してください。また、避難時の持ち出しに対応できるよう、改めて御準備をお願いします。
・避難行動等を取る場合は、緊急メール等で保護者に避難先をお知らせください。

（２）区こども家庭支援課等との連絡体制

臨時休園した場合や、登園自粛の協力依頼を行ったことにより、登園する園児が一人もいない場合においても、区こども家庭支援課と連絡が取れる体制を確保してください。

（３）連絡方法

休園、新規受入れ停止の報告は、原則 kintone の「開所状況等報告アプリ」で連絡してください。
【URL】開所状況等報告アプリ（https://h-k-yokohama.cybozu.com/k/2737/）
※台風による全園臨時休園の場合は報告不要です。

8　園の被害状況の報告のお願い

園児の保育の確保状況を把握させていただき、状況によっては対応を検討する必要があるため、園から区こども家庭支援課に対し状況の報告をお願いする場合があります。その際は、報告方法や内容、期日等について、別途依頼します。お手数をおかけしますが、御協力をお願いします。

9　横浜市からの情報提供

非常災害時の対応については、本ガイドラインの考え方に基づくほか、原則 kintone で御連絡します。併せて、市のホームページも随時御確認ください。

⇒ 横浜市ホームページ（保育所等の風水害対応）
（https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/huusuigai.html）

【参考１】気象庁が発表する防災気象情報

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
＜警戒レベル４までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

※国土交通省の記者報道資料より

※その他の気象警報・注意報は従前の通りです。

特別警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
注意報	強風、波浪、大雪、風雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温、融雪
早期注意情報 （警報級の可能性）	暴風（暴風雪）、波浪、大雪

【参考２】気象庁の時系列情報　«R8 年６月 26 日５時の時系列情報（台風第７・８号接近前日）»

横浜市北部の時系列情報（明日までの警報等の見通し）

2026年06月26日05時26分発表

横浜市北部		26日						27日								28日	備考・関連する現象
		06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24	00-03	03-06	06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24		
１時間最大雨量 (mm)		3	20	20	20	20	20	15	30	50	50	30	50	50	3		
２４時間最大雨量 (mm)		50															
								150									
大雨																	
土砂災害																	
高潮	潮位 (m)	-0.2	0.0	0.5	0.5	0.4	0.4	0.6	0.5	0.0	0.0						

■時系列情報

北部（青葉区、旭区、泉区、神奈川区、港北区、瀬谷区、都筑区、鶴見区、緑区）
気象庁｜時系列情報（北部）
(https://www.jma.go.jp/bosai/warning_timeline/#area_type=class20s&area_code=1410011&efilter=all&lfilter=all)

南部（磯子区、金沢区、港南区、栄区、戸塚区、中区、西区、保土ケ谷区、南区）
気象庁｜時系列情報（南部）➡
(https://www.jma.go.jp/bosai/warning_timeline/#area_type=class20s&area_code=1410012&efilter=all&lfilter=all)